

地方自治法における国と地方公共団体の役割は以下のとおり。(第1条の2、第2条)

- ・「国」⇒ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねることを基本。
- ・「都道府県」⇒ 広域に渡るもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、一般の市町村が処理することが適切でないと思われるものを処理
- ・「市町村」⇒ 基礎的な地方公共団体。

「防災基本計画」(平成24年9月6日修正)

- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 地方公共団体は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。